

下水処理場にかかる BOD 上乘せ排水基準 改正の概要

1 趣旨

近年、瀬戸内海では生態系の維持に必要な窒素やりん濃度が低下しており、これに関連して、一部の下水処理場では、冬季に排水中の窒素濃度を上げる季節別運転に取り組んでいる。

しかしながら、季節別運転は通常とは異なる運転であるため、汚水を浄化する微生物の状態が不安定になり、有機汚濁の指標の1つである生物化学的酸素要求量（BOD）が一時的に上昇する傾向にある。このため、兵庫県が水質汚濁防止法第3条第3項の排水基準に関する条例で定めた上乘せ排水基準が季節別運転の推進の支障となる懸念がある。

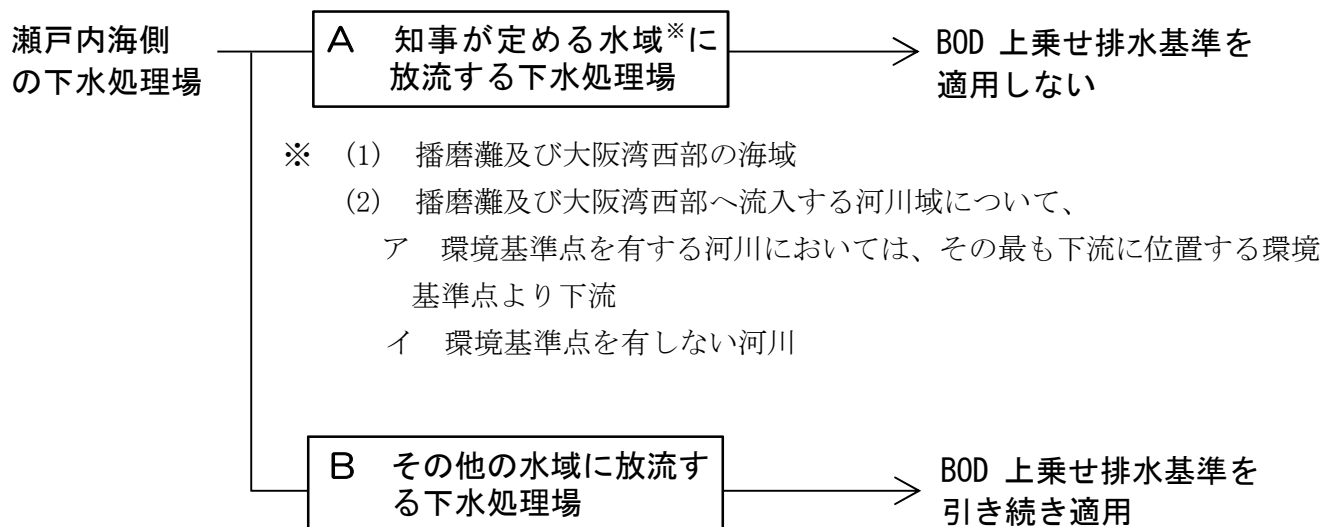
そこで、季節別運転の円滑な実施を図るため、下水処理場に関する上乘せ排水基準のうち、BOD について見直しを行う。

2 BOD 上乘せ排水基準の見直し

【改正前】

県条例により、県独自の規定として、瀬戸内海側の下水処理場は BOD 上乘せ排水基準（日間平均値：20mg/L、最大値：25mg/L）を適用

【改正後】



(概念図)

